

議 請 第 1 号	平成 29 年 11 月 21 日 受 付
件 名	憲法九条を守り生かして、戦争しない日本を求める請願
紹 介 議 員	猪 股 嘉 直 大 沢 えみ子 望 月 高 志 高橋ブラクツ久美子
付 託 委 員 会	総 務 経 済 委 員 会

請願趣旨

【請願事項】

憲法九条を守り生かして、戦争しない日本を求める意見書を国へ提出してください

【請願の趣旨】

日本国憲法は、第二次世界大戦で大きな犠牲者を出した反省と教訓から、日本は二度と再び戦争をしないことを内外に誓い、1946年11月3日に制定されました。特に憲法九条は、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を放棄し、徹底した平和主義の原則を貫いてきたことにより、日本は戦争をしない国としてアジアと世界の人々からも高く評価されてきました。日本が71年間戦争をしないできたのは、この憲法があったからだと言っても過言ではありません。

今、朝鮮民主主義人民共和国の核実験やミサイル発射、中国の海洋進出など日本を取りまく情勢が厳しくなっていることを口実に、集団的自衛権の行使を容認し、憲法九条改定の動きが急速に強まっています。安倍首相は、5月3日に「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と述べ、自衛隊の存在を憲法九条に書き込むことを表明、改憲論議を加速させたいとの狙いを明白にしました。しかし、憲法九条の第3項に自衛隊を書き込むことは、九条第2項を事実上死文化し平和主義の基本原則が崩れます。これは憲法九条の改悪以外の何物でもありません。自衛隊を書き込むことによって、日本が再び海外に出かけて行って戦争をする国になることを意味するものであり、私たちはこれを認めるわけにはいきません。

また、最近の世論調査でも憲法九条は高く評価されており、その改定に反対する声は多数であり、憲法九条の改定を望む声は少数です。さらに、さまざまな政治課題の中でも憲法改定の優先順位は低く、改憲について国民の議論が深まっているという状況ではありません。国民は、国際紛争を解決するために、武力ではなく、話し合いと対話によって問題を解決してほしいと望んでいます。日本国憲法を精神を生かした外交努力によって、戦争を回避し、平和な世界を実現することを世界の人々も強く望んでいます。

平和都市宣言をしている狭山市として、憲法九条の改定を行わないよう、地方自治法 99 条にもとづき、政府と国会に意見書を提出されるよう請願いたします。